

杉並区個人情報保護条例の改廃案の区民等の意見提出手続の結果について

「杉並区個人情報保護条例」の改廃案について実施した区民等の意見提出手続の結果を報告します。

1 区民等の意見提出手続の実施状況

(1) 区民等の意見提出期間

令和4年12月1日（木）から令和5年1月4日（水）まで 35日間

(2) 公表方法

- ・ 広報すぎなみ（令和4年12月1日号）
- ・ 区ホームページ
- ・ 文書による閲覧（区政資料室、区民事務所、図書館（各施設の休業日を除く。））

2 意見提出実績

計5件（個人5件、団体0件） 延べ13項目

- ・ メール 2件 延べ10項目
- ・ 区公式ホームページ 3件 延べ3項目

3 提出された意見の概要と区の考え方

(1) 区民等の意見の概要と区の考え方

別紙1のとおり。

(2) 修正について

区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、新たな条例の骨子（案）で示した内容を1か所修正した上で、新条例案を策定しました。

4 「新たな条例の骨子」の修正内容

別紙2のとおり。

区民等の意見の概要と区の考え方

※網掛けの部分は、条例案に反映させた意見

No.	区民等の意見	区の考え方
全体について		
1	<p>個人情報保護の条例について、賛成します。国の法制度に基づいて改正していただき、個人情報の保護レベルが下がらないように維持してください。開示請求の料金も無料を継続することで良いと思います。審議会の委員については男女比を半分ずつにしてください。</p>	<p>今回の個人情報保護法改正に伴う条例の改廃により、区の個人情報保護の水準が下がらぬよう努めてまいります。審議会委員の構成については、今後検討してまいります。</p>
条例名について		
2	<p>[1]現行個人情報保護条例を「廃止」せず「改正」としてください 法は現行の条例の廃止を求めているわけではなく、区域の特性に応じて個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定・実施することを自治体の責務と規定しています。個人情報保護委員会のガイドラインでも、名称を「法施行条例」としなければならないとはしていません。 単に法の施行のための条例ではなく、区として個人情報保護の取組を規定する条例として、廃止ではなく改正として対応してください。</p>	<p>新たな条例の名称については、これまで審議会でいただいたご意見なども勘案し、法施行条例とはせず、区の主体的な取組を規定する趣旨の名称とするため、「(仮称)杉並区個人情報の保護に関する条例」といたします。なお、条例の改廃等の手法につきましては、法の趣旨等を鑑み、適切に対応してまいります。</p>
新たな条例の概要（骨子）について		
3	<p>[2]情報主体である区民の基本的な人権の保障を目的に明記してください 基本理念として、新たな条例の骨子では、区民を対象として行政・事業者の個人情報の適正な取扱いの確保や区の機関の安全管理措置を基本理念として規定し、情報主体としての区民の権利が曖昧になっています。 自己に関する情報の収集・保管・利用・提供・廃棄等をコントロールする区民の権利を尊重することを、基本理念として明記してください。</p>	<p>自己情報開示請求等の手続きは、改正個人情報保護法(以下、「改正法」といいます。)の施行後は条例ではなく、法に規定される権利となります。 改正法第3条は、「個人情報は、個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきであることに鑑み、個人情報の適切な取扱いを図らなければならない」ことを基本理念として定めており、現行条例第1条に規定のある区民の権利の保障についてもこれに含まれるものと考えています。</p>
4	<p>[3]個人情報ができるかぎり本人から収集する配慮を規定してください。 本人から収集することは、住民が収集の事実と収集目的を認識して訂正・利用停止請求等の権利行使をし易くする意味があります。また日常的に住民と接する区においては、本人の知らないところで行政が個人情報を収集していると住民が感じることは、行政不信の原因ともなります。 本人から収集することが可能な場合は、できるかぎり本人から収集するよう実施機関として配慮することを規定してください。</p>	<p>個人情報保護法の改正により、個人情報保護制度全体の所管は国の個人情報保護委員会に一元化されることとなります。同委員会の見解では、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、条例で定めることが想定されるものとして法に委任規定が置かれていないものについては、条例で独自の規定を定めることは許容されていないため、個人情報を本人から直接収集することを原則とする規定を設けることは認められていません。</p>
5	<p>[4] 4 委託等の記録 及び9 審議会への諮問について 新たな条例骨子の4では、外部委託・目的外利用・外部提供等を記録しておくことを規定しています。これらは現行条例では審議会の意見聴取等により例外的に認めることになっていますが、ガイドラインでも、審議会に「報告」することや審議会が自発的に調査・審議することは妨げていません。</p>	<p>これまで外部委託、目的外利用、外部提供等については、案件ごとに審議会に諮問してまいりましたが、改正法の施行後はこうした諮問が出来なくなるため、審議会承認を得た基準に基づき内部審査を行うこととし、審査結果については定期的に審議会に報告・公表することを予定しております。</p>

	<p>個人情報保護法では行政機関の「相当な理由」「特別な理由」との判断で目的外利用や外部提供を可能にする規定があることが法改正の国会審議で問題となり、目的外利用や外部提供については行政の判断の適否を個人情報保護委員会が監視することが附帯決議されています。</p> <p>区としても、これらを記録しておくだけでなく、審議会に報告し、報告事項は区民に公表することにより、行政の判断を監視できるようにしてください。</p>	
6	<p>[5]開示請求を行わなくても、訂正請求・利用停止請求を可能にすること明記してください。</p> <p>個人情報保護法では、訂正請求や利用停止請求のためには開示請求を行い、開示を受けていることが必要とされています。一方、現行の杉並区の条例では、開示請求を行わなくても誤りや不適正な利用・提供がわかれば、訂正請求や利用停止請求を可能にしています。</p> <p>個人情報保護委員会のガイドラインQ&A(行政機関等編)5-8-2では、開示請求を前置せずに訂正・利用停止請求を可能にする条例を定めることは妨げられないとしています。</p>	<p>ご意見を踏まえ、本人が開示を受けていない保有個人情報についても訂正請求及び利用停止請求ができる条文を定めることとします。</p>
7	<p>[6]代理人による開示・訂正等請求にあたっては、開示等請求制度の悪用を防止するため、必要に応じて本人の意思確認を行うことを条例に明記してください。</p> <p>ガイドラインQ&A(行政機関等編)では、一律に本人の同意を証する書類の提出を義務付けることは認められないが、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報に該当するか判断するために、必要に応じて本人の意思を確認することは妨げられないとしています。</p>	<p>必要に応じて本人の意思確認を行うことができる規定を条例の施行規則に設ける予定です。</p>
8	<p>[7]DV等被害者情報等を「条例要配慮個人情報」として規定し、要配慮個人情報に対する安全管理措置を規定してください。</p> <p>ガイドラインでは、現行条例で規定しているような要配慮個人情報の取得制限を規定することは認められないとしています。Q&Aでは法第66条の行政機関の長等の安全管理措置義務として「行政機関内部における安全管理体制の構築に当たって、取り扱う保有個人情報が必要配慮個人情報に当たることを勘案する」ことは考えられるとしています。</p>	<p>条例要配慮個人情報は、改正法に定める要配慮個人情報とは別に、地方公共団体の機関等が保有する個人情報のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として当該地方公共団体の条例で定めるものです。</p> <p>この条例要配慮個人情報について、杉並区においては現状「地域特性その他の事情」の要件に該当するものはないとの審議会答申があり、今回は規定を設けていません。</p> <p>なお、今後、区が保有する個人情報が条例要配慮個人情報に該当すると考えられることがあった場合には、その情報を条例要配慮個人情報として条例で定めるべきか審議会に意見を聴いてまいります。また、DV等被害者の情報の収集に当たっては、内部審査においてその必要性などを十分に精査するとともに、当該情報を慎重に取扱うよう努めてまいります。</p>
9	<p>2 新規条例の案について</p> <p>杉並区情報公開・個人情報保護審議会の答申となった「杉並区個人情報保護条例の改廃等に向けた基本的な考え方について 報告書」第2の6については、関係規定比較表(巻末資料1)をもとに検討されたものと考えられるところ、「杉並区事務局の考え方」は、関係規定における「著しい」「著しく」などの文言</p>	<p>ご指摘の巻末資料は、審議会の部会で使用した検討資料となります。部会での議論の中ではご指摘いただいたような意見もありましたが、最終的にそうした議論を踏まえ、審議会答申に至ったものです。</p>

	<p>による要件の加重や、関係規定の趣旨の相違を看過しており、一部妥当でない。再度、関係規定の趣旨等を整理し、「情報公開条例との整合性を図る規定」を設ける必要がないのかどうか改めて検討すべきである。</p>	
<p>その他</p>		
<p>10</p>	<p>1 意見提出手続について 今回の意見提出手続については、次のとおり不備があり、再度実施する必要があるのではないかと。 ・ 今回の意見提出手続の題名は「杉並区個人情報保護条例の改廃について」となっており、意見提出手続の対象と整合しないものとなっている(なお、公表されている政策等の案の内容に照らし、現行条例の廃止は想定されているものの、現行条例の改正はそもそも想定されていないものであり、「改廃」とされている趣旨は判然としない。) ・ 今回の意見提出手続の対象に現行条例の廃止や関係条例の改正が含まれるのかどうか関係資料からは判然としない。現行条例の廃止・関係条例の改正については、新規条例の附則等で廃止するものであるとしても、それ自体として意見提出手続を行うべき要件を満たす余地があるものであり、今回の意見提出手続の対象に含まれるのかどうか明確にすべきものである(なお、現行条例の廃止については、意見提出手続を行うべき要件を満たしており(そして、法改正に伴う対応としては、現行条例の廃止に限らず、現行条例の一部改正も考えられるところであり、現行条例の廃止については、パブコメ条例第3条第6条第2号には該当しないものと解される。)、新規条例の制定との関係性に鑑み、新規条例の制定に係る意見提出手続を行うのと同時に意見提出手続を行うべきものとする。) ・ 意見提出手続において公表する政策等の案については、具体的かつ明確な内容のものとし、政策等の題名及び政策等の策定をする根拠となる法令の条項を明示しなければならないこととされている(パブコメ条例第3条第2項)。しかし、今回公表されている政策等の案においては、政策等(新規条例の案)については、「新たな条例」などとされており、その題名が明示されているとはいえない。また、政策等の策定をする根拠となる法令の条項についても、政策等の策定が個人情報保護法の改正に伴うものであることは明らかにされているものの、個人情報保護法等の個別の条項を明示するには至っていない。さらに、関係条例の改正については「必要な条例については、法の改正に伴う規定の整備を行う予定です。」と記載があるのみであることから、政策等の案が具体的かつ明確な内容のものとなっておらず、政策等の題名及び政策等の策定をする根拠となる法令の条項も示されていない。 ・ 今回公表されている政策等の案については、新規条例の案に区の責務として「個人情報の確実な保護を前提に、区民の福祉、生命・身体の保護のため、飛躍的に進展する情報通信技術を活用した先進的な施策を実施すること。」を定める規定や「区が保有する個人情報が条例要配慮個人情報に該当すると思慮される場合に、当該個人情報を条例要配慮</p>	<p>今回の区民等の意見提出手続は、令和5年4月1日以降、地方公共団体にも改正法が直接適用され、個人情報保護条例に代わる新たな条例を整備する必要があるため、新条例の骨子案について、パブコメ条例第3条第1項にいう政策等で策定しようとする内容をお示ししたうえで、区民等の意見をお聞きする趣旨で実施したものです。法制執務上、現行条例の廃止ではなく、全部改正を行う可能性もあったことから、あえて標題を「改廃について」としています。また、新条例の制定と旧条例の廃止等は一對のものであり、かつ、そのこと自体は法の改廃等により当然必要となるものと考えております。また、ご指摘のとおり改正法の条項名の記載は行っておりませんが、条例で定める必要がある項目、また条例で定めることができる項目について規定する条文が複数あり、そもそも国全体の個人情報保護制度の枠組みが変わることを受けての対応であることを総括的に表記し、理解を容易にするため「個人情報保護法の改正に伴う」旨の表記に留めたものです。今回の表題は、現行の個人情報保護条例に代わる新たな条例を制定する意図を含めたものでしたが、具体的な条例の名称についてはなお検討中であったため、この時点では明確にしておりません。また、関係条例の改正自体については、パブコメ条例第2条第3項ウの「重要な改正」にあたらないと判断しております。また、条例の制定は、審議会答申の趣旨を踏まえて行っていくこととなりますが、規定を整備する際、包括的な表現とする場合があります。</p>

	個人情報として条例で定めるべきか審議会の意見を聴く規定」が盛り込まれていないことなど、個人情報保護審議会の答申の内容と相違する点があるのにもかかわらず、このことについて説明がない。	
11	3 その他 今回の意見提出手続については、「ご意見の概要とそれに対する区の考え方は、令和5年4月頃に公表する予定です。」とされている。しかしながら、条例の案については、その議会への提出と同時期に提出意見、提出意見を考慮した結果及びその理由等を公表しなければならないものであり(パブコメ条例第7条第1項)、令和5年2月に議会に条例の案を提出する予定であるのであれば、これと同時期に公表することとすべきである。	ご指摘のとおり、いただいたご意見の概要とそれに対する区の考え方は、条例案の提出と同時期(令和5年2月15日)に公表いたします。
12	区役所職員からふたたび流出のないようにしてください	区では先般の職員逮捕事案の発生後、ただちに再発防止対策検討委員会を立ち上げ、再発防止に向けた方策について検討し、その結果を報告書にとりまとめました。 今後このような事案を起こすことのないよう、再発防止を徹底してまいります。
13	二度と不名誉な事件が起きないように、職員による不正アクセスがないか、定期的にチェックする機関ないし仕組みを設けてほしいです。区民の生命、安全、財産に関わる情報を扱っているという責務を常に感じて職にあたっていただきたいです。	

※ 下線は、区民等意見により修正を加えた箇所

新たな条例の骨子

1 趣旨

この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとします。

2 基本理念及び責務

以下の点を踏まえ、基本理念並びに区の機関（※）及び事業者の責務を定めます。

- 個人情報は、プライバシーを含む個人の人格と密接な関係を有し、確実に保護されるべきものであることを踏まえ、個人情報の適正な取扱いを確保するための取組を維持向上させることにより、区民等の権利利益を保護すべきであること。
- 区の機関は、個人情報の取扱いに当たっては、十分な安全管理措置を実施し、情報漏えい等の事件及び事故を防止すべきであること。
- 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、その適正な取扱いに努めるべきであること。

※ 区の機関とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会を指します。

3 個人情報登録簿の作成及び公表

区の機関は、業務を新たに開始するに当たり、個人情報を収集するときは、個人情報登録簿を作成し、公表しなければなりません。個人情報登録簿には、業務の名称、個人情報の収集目的等を登録します。

※ 区が従来使用してきた個人情報登録簿等の作成・公表については、法では任意とされていますが、区では作成・公表することとします。

4 委託等の記録

区の機関は、以下のときは、規則で定める事項を記録しておかなければなりません。

- 保有個人情報（※ 1）に係る業務の処理を外部に委託しようとするとき又は指定管理者に公の施設の管理を行わせるとき
- 保有個人情報に係る業務について、労働者派遣の役務の提供を受けようとするとき
- 利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用したとき（※ 2）
- 保有個人情報の区の機関以外のものへ提供したとき（※ 2）

※ 1 保有個人情報とは、区の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該職員が組織的に利用するものとして、区の機関が保有しているものをいいます。

※ 2 個人情報の保有の制限、不適正な利用の禁止、適正な取得、利用及び提供の制限

等は法に規定されており、個人情報の目的外利用や外部提供は法に適合する場合のみ行うことができます。

5 開示請求の手数料

開示請求（※）の手数料の額は、無料とします。

保有個人情報の写しの交付等に要する費用は、開示請求者の負担とします。

※ 法の定めるところにより、何人も、区の機関に対し、自己情報の開示請求を行うことができます。

6 開示決定等の期限

開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内（※1）に実施します。ただし、開示請求者に対し、開示請求書の形式上の不備を補正するよう求めた場合は、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しません。

また、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を30日以内（※2）に限り延長することができることとします。この場合、区の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければなりません。

※1 法では「開示請求があった日から（開示請求があった日の翌日から起算して）30日以内」とされていますが、杉並区においてはこれまでどおり決定期限を原則14日以内とします。

※2 延長期間は、法に定めるとおり30日以内としますが、期間の延長がなされると、「開示請求があった日の翌日から起算して44日以内」に開示決定等が実施されることとなり、現行の「開示請求があった日の翌日から起算して60日以内」よりも開示決定等に係る期間が短くなります。

7 開示決定等の期限の特例

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、区の機関は、開示請求があった日から44日以内に、開示決定等が可能な部分についてまず開示決定等をし、残りの部分については相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとします。この場合において、区の機関は、開示請求者に対し、その理由及び残りの部分について開示決定等を行う期限について書面により通知しなければなりません。

8 訂正決定等及び利用停止決定等の期限

訂正決定等及び利用停止決定等は、訂正請求及び利用停止請求（※1）があった日の翌日から起算して20日以内（※2）に実施します。ただし、請求者に対し、請求書の形式上の不備を補正するよう求めた場合は、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しません。

また、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を30日以内（※3）に限り延長することができることとします。この場合、区の機関は、請求者に対し、遅滞なく、

延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければなりません。

- ※1 法の定めるところにより、何人も、区の機関に対し、自己情報の訂正請求及び利用停止請求を行うことができます。
- ※2 法では請求があった日から30日以内とされていますが、杉並区においてはこれまでどおり決定期限を原則20日以内とします。
- ※3 延長期間は、法に定めるとおり30日以内としますが、期間の延長がなされると、「請求があった日の翌日から起算して50日以内」に決定が実施されることとなり、現行の「請求があった日の翌日から起算して60日以内」よりも決定に係る期間が短くなります。

9 訂正及び利用停止請求の対象

訂正請求や利用停止請求の対象となる保有個人情報については、本人が開示を受けていない情報についても請求の対象とすることとします。

10 審議会への諮問

区の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき（例：個人情報の適正な取扱いを確保するために行う内部審査の際に使用する「自己点検表（チェックリスト）」や自己点検表の根拠となる安全管理措置等に関する基準の策定・改定を行う場合など）は、杉並区情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができることとします。

11 運用状況等の公表

区長は、毎年1回以上、個人情報保護制度の運用状況等について公表しなければなりません。

12 条例の施行日

令和5年4月1日に施行します。

13 その他の条例改正

杉並区自治基本条例（平成14年杉並区条例第47号）等、必要な条例については、法の改正に伴う規定の整備を行う予定です。